



消費生活 サポーター通信

2019年度第6号

今月のテーマ

心当たりのない荷物が届いたら



事例

心当たりがないわ



どうしよう
この荷物...



- 海外から配達された娘宛の荷物を受け取った。
- 未開封のまま娘に渡したところ「心当たりがない」と言われた。
- 宅配業者に引き取って欲しいと連絡したが断られた。

アドバイス



● 頼んだ覚えのない荷物は**受け取らない**。

仮に受け取ってしまっても、後で注文していないことに気付いた場合、売買契約は成立していないので、代金を請求されても**支払う必要はありません**。ただし、販売業者が返還を請求できなくなるまでの14日間は荷物を保管しておく必要があります。

● 普段から、通信販売を利用したら、**配達予定日や支払い方法について、家族間で情報共有する**。

不在の家族宛で、受け取りの判断が出来ないときは、**宅配業者に一度持ち帰ってもらいましょう**。

● 不審な荷物が届いたら**クレジットカードの利用明細を確認する**。

身に覚えのない請求を受けていないか、速やかに確認しましょう。

● 代引きで支払った後に注文していないと分かった場合、**すぐに販売元・発送元に連絡し返金交渉をする**。

心当たりのない荷物が困ったら消費生活センターにすぐ相談！

◆ご相談は...

消費生活センター
消費者ホットライン 局番なし ☎ **188** (お近くの消費生活センターにつながります)

2019年8月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9:00~17:30 土・日・祝日10時~16時)



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(消費者教育推進大使)
テルミちゃん
(Tel. Me)